

# 金融保険トラブル増加 消費者も知識を持とう！

2008. 1. 25

(社) 全国消費生活相談員協会 丹野 美絵子

## I 詐欺的な金融トラブルが急増

<主なもの>

### 1 未公開株式譲渡と称する詐欺

- ・ 「上場すれば、必ずもうかる」
- ・ 実は手口が進化した。
- ・ 証券業登録のない業者 ⇨ 匿名組合・投資事業組合と称する手口

### 2 インチキ投資＝出資商法

- ・ 「元本保証、確定利息（配当）」「必ず、もうかる」
- ・ 平成電電→近未来通信→・・・実にさまざまな対象がある。
- ・ 匿名組合、投資事業組合などと称する手口

### 3 海外商品先物取引、海外商品先物オプション、ロコ・ロンドン取引

- ・ 「海外の時代、少額の資金で必ずもうかる」
- ・ 他にもさまざまなトラブルがあり、被害が後を絶たない。

## II 法整備されている従来型の金融商品でも、トラブル多発

<主なもの>

### 1 保険の不払い問題

- ・ 何回複雑な保険契約
- ・ 消費者は自分の保険を知らない。もしくは不正確なイメージを持っている。
- ・ 保険は保険事故が起きて初めて、保険金が支払われる。
- ・ 入口（加入時）で、自分の保険をきちんと把握できていないために、

### 2 銀行の扱う商品（銀行窓販）の拡大

- ・ 銀行の窓口で買える金融商品の増加。
- ・ 元本保証商品から、リスク商品へ。
- ・ 消費者の認識が追い付いていない。
- ・ 預金、融資、投資信託 ⇨ 変額個人年金保険、新型預金  
⇨ 保険の全面解禁

### Ⅲ 金融トラブル増加の原因と対策

- ・ 保険会社、銀行、証券会社の破綻、統廃合など、激動の金融業界。
- ・ 業界の垣根撤廃：銀行で証券を売る、保険を売る。→ さらに拡大する。
- ・ 金融新商品の爆発的増加：仕組みが難しい商品が多い。
- ・ 制度整備の遅れ：金融トラブルが急増しているのに法整備が遅れていた。  
→ 金融商品取引法(昨年9月30日施行)で「集団投資スキーム」を規制。
- ・ 「貯蓄から投資へ」と言いながら、消費者の知識が追いついていない。  
→ 基本の商品知識と法律知識の獲得が絶対必要。
- ・ 理解できない金融商品には、手を出さない。理解できる金融商品を増やす。

以上